

社会福祉法人華翔会  
老人デイサービス事業茶畑ヒルズ

指定介護予防通所介護及び第一号通所事業運営規程

(営業の目的)

第1条 社会福祉法人華翔会が設置する老人デイサービス事業茶畑ヒルズ（以下「事業所」という。）において実施する指定介護予防通所介護及び第一号通所事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する項目を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要支援状態及び介護予防・日常生活支援総合事業の対象者に対し、適切な指定介護予防通所介護及び第一号通所事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態及び介護予防・日常生活支援総合事業の対象者となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤独感の解消及び心身の機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、介護保険法及び関係する市の条例規則に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：老人デイサービス事業茶畑ヒルズ
- (2) 所在地：静岡県裾野市茶畑 1428 番地の1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定介護予防通所介護及び第一号通所事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、事業所に対する指定介護予防通所介護及び第一号通所事業の利用の申し込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して介護予防通所介護及び第一号通所事業計画の作成等を行う。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、看護その他のサービスの提供に当たる。

(4) 介護職員 3名以上

介護職員は、介護その他のサービスの提供に当たる。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

但し 12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 8時30分から17時30分

サービス提供時間 9時15分から16時30分

延長サービス時間 8時から9時15分、16時30分から18時とする。

(指定介護予防通所介護及び第一号通所事業の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は合わせて、1日25名とする。

(指定介護予防通所介護及び第一号通所事業(現行相当サービス)の内容)

第7条 指定介護予防通所介護及び第一号通所事業(現行相当サービス)の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

① 入浴サービス

② 給食サービス

③ 機能訓練

④ 生活指導(相談・援助等)

- ⑤ アクティビティサービス
- ⑥ 健康チェック
- ⑦ 送迎

第一号通所事業（基準緩和サービス）

- ① 機能訓練
- ② 生活指導（相談・援助等）
- ③ アクティビティサービス
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎

（利用料等）

第8条 指定介護予防通所介護及び第一号通所事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、第一号通所事業を提供した場合の利用料の額は、市の告示上の額とする。当該指定介護予防通所介護及び第一号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、原則としてその1割または2割の額とする。尚、その他の場合は法令によるものとする

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う介護予防通所介護及び第一号通所事業の送迎に要する交通費は、その実費を徴収する。
- 3 おむつ代については、実費を徴収する。
- 4 その他、介護予防通所介護及び第一号通所事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用について徴収する。
- 5 利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 6 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護及び第一号通所事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定介護予防通所介護及び第一号通所事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービスの提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施区域）

第9条 通常の事業の実施区域は、裾野市、御殿場市、長泉町、沼津市（大岡・岡宮・岡一色）、三島市東海道新幹線以北までとする。

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

事業所は、当該施設において感染症が発生し、または蔓延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は指定介護予防通所介護及び第一号通所事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 指定介護予防通所介護及び第一号通所事業の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 利用者に対する指定介護予防通所介護及び第一号通所事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第14条 当事業所の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定介護予防通所介護及び第一号通所事業に関し、市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第15条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報保護に関して関連法規やガイドラインを遵守する。

- 2 事業所は、個人情報保護に関する規定を設け、個人情報の取得・利用、個人情報の第三者提供、個人情報の安全な管理について適正に行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 16 条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修を実施し、担当者を定めるものとする。

(事故防止のための措置に関する事項)

第 17 条 施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修を実施し、安全対策部門を設置するとともに、担当者を定めるものとする。

(ハラスメント防止のための措置に関する事項)

第 18 条 施設は、ハラスメントの発生またはその再発を予防するため、指針の整備を行うとともに、研修を実施その他必要な配慮を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第 19 条

- 1 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年 1 回
- 2 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、介護予防通所介護及び第一号通所事業に関する記録を整備し、介護予防通所介護及び第一号通所事業完了の日から 5 年間保存するものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人華翔会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。